

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年九月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十五号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年埼玉県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第二号中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」と改める。
第三十条の注第三項中「同条例施行規則」を「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則」と改め、同注第四項中「所轄社会保険事務所等」を「所轄年金事務所等」と改め、同注第五項中「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「一元化法」という。）附則第37条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた一元化法第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法若しくは一元化法附則第61条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法」と改める。

第三十一条中「所轄社会保険事務所等」を「所轄年金事務所等」と改め、「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「一元化法」という。）附則第37条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた一元化法第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法若しくは一元化法附則第61条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法」と改める。

第三十二条中「あて先」を「宛先」と改め、同条の注第三項中「所轄社会保険事務所等」を「所轄年金事務所等」と改め、同注第四項中「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「一元化法」という。）附則第37条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた一元化法第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法若しくは一元化

法附則第 6 1 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた一元化法第 3 条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法」に改める。

第百二十五号及び第百二十六号中「所轄社会保険事務所等」を「所轄年金事務所等」に改める。

第百二十七号中「あて先」を「宛先」に、「所轄社会保険事務所等」を「所轄年金事務所等」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。